

棚卸資産は販売するための物。有形固定資産は利用するための物。

(Inventories are for sale. Tangible fixed assets are for use.)

	会計上の区分	民法上の区分	具体例
物	棚卸資産	動産	原材料、部品、仕掛品、半製品、製品、商品、船舶(販売用)、自動車(販売用)
		不動産	販売用土地、販売用マンション、販売用一戸建て、販売用オフィス、販売用ビル
	有形固定資産	動産	船舶、車両運搬具、機械装置、工具器具備品
		不動産	土地、建物(建物附属設備を含む)、構築物

【民法でいう「物」とはそもそも何か？】

「物」とは、「**物権の客体**」のことである。

すなわち、「物」とは、**物権の対象となるもの**を指す。

その上に物権が成立すれば「物」である。

【「物」の定義】

民法上、「物」とは、有体物をいう。有体物とは、固体・液体・気体のように有形的に存在するものを意味する。

有体物の逆は無体物(自然力、債権、著作権等)。本来は有体物の上に物権が成立する。ただし、無体物の上にも物権は成立し得る。

【不動産及び動産】

①不動産: 不動産とは、土地及びその定着物をいう。

土地の定着物とは、土地に固着するものであって、

継続的に一定の土地に固着させて使用されることが、その物の性質と認められるものをいう。

建物は、土地の定着物であるが、土地とは別個独立の不動産である。

②動産: 不動産以外の物は、すべて動産である。